

感染症(食中毒の予防)まん延防止のための指針

那須南農業協同組合

1. 総則

J Aなす南が運営する介護事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を定め、利用者の安全確保を図ることとする。

2. 体制

(1) 感染症対策委員会の設置

①目的

事業所の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する「感染症対策委員会」を設置する。

②感染症対策委員会

感染症対策委員会は、次に掲げる者で構成する。

部長、課長（委員長）、介護支援専門員、介護職員、その他委員長が認める者

③感染症対策委員会の業務

感染症対策委員会は、委員長の招集により感染症対策委員会を年1回以上のほか、必要に応じて開催し、「感染症及び食中毒予防」と「感染症発生時の対応」のほか、次に掲げる事項について協議し、重要な事項に関しては記録に残す。

ア. 事業所内感染対策の立案

イ. 指針・感染対策マニュアル等の作成

ウ. 事業所内感染対策に関する職員への研修の企画及び実施

エ. 利用者・職員の健康状態の把握

オ. 感染症発生時の対応と報告

カ. 各部門での感染対策実施状況の把握と評価

(2) 職員研修の実施

当事業所の職員に対し、感染対策の基礎的内容の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修」を感染対策委員会の企画により、次のとおり実施する。

① 新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する研修を実施する。

② 福祉職員を対象とした定期的な研修

福祉職員を対象に、別に感染対策委員会が作成する教材を用いた定期的な研修を年1回以上実施する。

3. 平常時の衛生管理

別に定める「感染対策マニュアル」に基づき実践する。

(1) 職員の健康管理

① 日常の健康管理

職員は日頃より健康管理に努め、体調がすぐれない場合はすぐに管理者に相談する。

② 感染症流行時の健康管理

流行する感染症の特徴を見極め、毎日の検温と体調管理の記録の実施、マスクの着用と手洗いの徹底、日常生活におけるリスク行動の回避に努める。

(2) 衛生管理

施設環境の整備、排せつ物の処理等について次のとおり定める。

①施設環境の整備

ア. 整理整頓を心掛け、こまめに清掃を行う

イ. フロア床の清掃はウェットモップ等を使用する。

ウ. 調理室の床の清掃は水拭き後消毒・調理台は適宜消毒する。

エ. 浴室等の清掃：洗剤を使用し、消毒も行う。脱衣室は足マットの洗濯と床の消毒をする。

②排せつ物の処理

ア. 利用者の排せつ物の処理については、マスクと手袋は必須とし、汚染場所及びその周囲を消毒液で清掃、消毒する。

イ. 処理後は十分な手洗いや手指の消毒を行う。

エ. トイレの汚物入れ、その他のごみ箱等の中を消毒し、ごみ袋は毎日交換する。

(3) 日常ケアにかかる感染対策

①マスクや手洗いに関する基本事項

・マスクを外す際にはゴムやひもをつまんで外す。

・マスクが汚れたときは、新しい清潔なマスクと交換する。

・マスクがない時などに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

・こまめに石鹸で手を洗い、アルコール消毒を心がける。(洗っていない手で目や鼻口などを触らないようにする。)

②食事の介助

・マスクの装着と手指消毒をして会話は最小限にする。

③入浴介助

・可能な限りマスクを装着し、ゴム手袋は適宜着用して行い、会話は最小限にする。(衣類の着脱介助時はマスクを装着し、ゴム手袋は適宜着用する。)

4. 感染症発生時の対応

(1) 感染症等の発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合又はそれが疑われる状況が生じた場合は、次の手順

に従って報告する。

- ① 職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに利用者の症状の有無について、管理者を通して課長に報告する。
- ② 課長は上記①について職員から報告を受けた場合、職員に必要な指示を行うとともに、別に定める「感染症（新型コロナウイルス感染症等）発生時における介護事業継続計画」に基づき県北健康福祉センターやJAリスク管理室、関係機関、利用者家族に報告する。また対応について指示を仰ぐなど緊密に連携をとる。

（２）感染拡大の防止

感染症もしくは食中毒が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するために速やかに次の事項に従って対応する。

- ア．発生時は、手洗いや排せつ部・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう注意する。
- イ．施設内の消毒の他、感染拡大防止に向けた対応については、別に定める感染対策マニュアル等に基づき個別の感染対策を実施する。

５．指針等の見直し

本指針及び感染症対策に関するマニュアル類等は感染対策委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正する。

（附則）

この指針は、令和５年１１月１日から適用する。

この指針の改正は、令和６年６月１日から適用する。